

敦賀市新庁舎広告付き案内板設置事業仕様書

1 事業名称

敦賀市新庁舎広告付き案内板設置事業

2 事業内容

広告付き案内板設置事業を行う者（以下「事業者」という。）が、敦賀市新庁舎内に広告付きの敦賀市内全域図及び市役所周辺図、新庁舎内各課案内図（以下「案内板」という。）を作成し、設置及び管理する。また、広告枠への広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）の募集及び当該広告の掲載を行う。

3 設置場所

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 敦賀市新庁舎内 1階南東玄関風除室
別紙「設置場所図」参照

4 設置期間

- (1) 案内板の設置の日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 令和4年3月31日までに設置すること。なお、設置工事等の日程については、市と協議し決定する。

5 案内板の規格

- (1) 床置きとする。
- (2) 大きさは、縦（高さ）2,100mm×横（幅）3,000mm×厚み700mm以内で、庁舎の景観、安全等を損なわないものとする。
- (3) 地図枠及び広告枠で構成すること。その他の内容については事業者の提案を市が承認した場合に限り認めるものとする。
- (4) 文字のフォントは、市が指定するものとする。
- (5) 本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。
- (6) 市庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分に講ずること。
- (7) 音声の発生する機材の設置は認めない。
- (8) 使用材料等については、環境に配慮した設計とし、省エネ及び環境対策として、照明の光源はLEDとすること。また、市が状況に応じて電源の入切及び調光をできるものであること。
- (9) 電源及びLAN配線のみとし、市庁舎の景観、安全等を損なわない配線方法とすること。
- (10) 電気等の使用は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、金曜日は午前8時30分から午後7時まで）とし、タイマー機能等により自動で電源管理が

可能なものであること。

6 地図枠

- (1) 地図は案内板本体内に収まる大きさとし、敦賀市内全域を表示する地図及び市役所周辺地図、新庁舎各階案内図で構成すること。
- (2) それぞれの地図には、公共施設や災害時の避難場所等、本市が指定する情報を分かりやすく表示すること。
- (3) 国土交通省監修バリアフリー整備ガイドラインに掲載されている色覚障害者対応バリアフリー地図を使用すること。
- (4) 1年に1回以上、地図情報の更新及び地図の張り替えを行うこと。
- (5) 地図掲載内容については事前に市と協議し、市の要望を反映すること。

7 広告枠

- (1) 広告は案内板本体内に収まる大きさとし、一枠が極端に大きくならないようにすること。
- (2) 広告枠は、「5 案内板の規格(2)」に示す面積の30%以下とすること。
- (3) 広告の掲載に当たっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。
- (4) 広告主、広告の内容等は、敦賀市庁舎広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び敦賀市庁舎広告掲出基準（以下「基準」という。）に定めるところによる。
- (5) 事業者は、広告主の募集及び決定、広告物の事前確認、広告物の提出その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこと。
- (6) 広告内容に関する苦情やその他の問題が発生した場合、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかにその解決に努めること。

8 事業計画等

事業者は、案内板の仕様及び案内板の設置に係る施工管理に関する事項についてあらかじめ市と協議の上、当該事項を記載した事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。

9 賃貸借契約

事業者は、案内板の設置に当たり、市に市有財産借受申請書を提出し、市有財産賃貸借契約を締結すること。

10 賃貸借料等

- (1) 賃貸借料は、基本分と広告分を合算した額とし、市が指定した期日までに納めること。
基本分 賃貸借料に相当する額

(参考 新庁舎 1 m²あたり行政財産使用料 約 30,300 円)

広告分 事業者が市に納める広告料に相当する額

- (2) 電力使用実績を明確に把握できる機器（電力計量器等）を設置し、賃貸借料に加え電気料を納めること。
- (3) 納入された賃貸借料等は還付しない。ただし、市の責めに帰すべき理由により広告が掲載できなかつたときは、この限りでない。

11 経費等の負担

事業者は、次に掲げる経費等を負担するものとする。

- (1) 案内板の作成、設置及び撤去
- (2) 広告主の募集、広告の作成、掲載及び撤去
- (3) 案内板の破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等に伴う措置
- (4) 地図情報の更新及び地図の張り替え
- (5) 情報の更新に伴う通信料

12 広告内容の審査及び修正

- (1) 事業者は、広告の内容について、要綱の定めるところにより、事前に市の審査を受け、承認を受けなければならない。
- (2) 市は、広告の内容等が法令及び市の基準等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、事業者に対して広告内容等の変更を求めることができる。なお、広告内容等の変更に係る費用は事業者又は広告主が負担するものとする。

13 その他

- (1) 設備の状態を良好に保つこと。
- (2) 合理的な理由により、案内板本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。
- (3) 設置期間中に事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。
- (4) 賃貸借契約期間が満了するとき、又は契約解除により案内板を撤去したときは、速やかに設置場所の原状回復をしなければならない。
- (5) 契約期間内であっても、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず案内板の設置場所を協議の上、変更する場合がある。
- (6) 市の信頼及び品位を損なうことがないよう、細心の注意を払うこと。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項については、市の指示に従うものとする。